

2010年1月21日

各位

UIゼンセン同盟政策局
UIゼンセン同盟化学部会

職場における化学物質管理に関する緊急調査（ご依頼）

大寒のおりから貴下ますますご隆昌のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省は毎月、「職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会」を立ち上げました。同検討会にはUIゼンセン同盟と連合も参画し、化学物質の危険有害性の表示等の改善策を取りまとめる運びとなっています。

つきましては、職場の化学物質管理に関して、化学部会所属組合（企業）の状況を把握いたしたく、添付の緊急調査を実施いたしたく存じます。

唐突なお願いではありますが、諸事情ご賢察のうえ、2月8日（月）午前までにご回答いただきますようお願い申し上げます。専門的な知識が必要な調査のため、社内の担当者の意見を聴取したうえで回答いただきますようお願いいたします。

なお、この調査に関して個別労組（企業）名は公表いたしませんので、よろしく願いいたします。

記

調査用紙：別紙のとおり3ページ

回答期限：2月8日（月）午前

調査目的：厚生労働省「職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/s0119-1.html>に対応するための基礎資料（企業名は公表いたしません）

提出先：E-mailで化学部会各業種担当者に送付ください

以上

職場における化学物質管理の今後のあり方に関する調査

I. 労働者が容器に入っている中身（化学物質）についての情報をもっていないために発生したと思われる災害が年間約 30 件発生しています。

現行規制では、譲渡提供時に容器への名称・取り扱い上の注意等を記載したラベル表示が義務付けられています。しかし、工場内で小分けした容器にはラベル表示が義務付けられていません。

このような中、自主的にすべての容器に物質名をラベル表示する企業や、絵表示をしている企業もあります。

問1. 貴社の工場では、小分けした容器に何が入っているかわかるようなラベル表示をしていますか。表示している場合、具体的に何を表示しているのかご教示ください。

表示している	表示していない

問2. MSDSについて、欧州ではより多くの物質を交付の対象としています（日本 640 物質、EU約 8,000 物質）。対象物質の範囲についてどのように考えますか。

--

II. リスクアセスメントの普及状況が低調であるとの指摘があります。中小企業については、欧州で普及しているコントロール・バンディングといった簡易な手法を導入すべきとの声があります。

問3. リスクアセスメントを実施するにあたって、社内には十分な知識を有する人材がいない又は不足していると感じますか。

問4. リスクアセスメントは、外部機関に委託していますか。委託している場合、具体的な機関名（社名）をご教示ください。

問5. 貴社ではコントロール・バンディングを導入していますか、又はその予定はありますか。

Ⅲ. 現行の作業環境測定の手法、局所排気装置の稼働要件等の規制をより柔軟なものに見直すべきとの指摘があります。また、作業環境測定の結果を労働者に通知しないのは問題であるとの指摘があります。

問6. 法定の作業環境測定について、携帯型の個人ばく露測定を認めることや、局所排気装置の要件（制御風速、抑制濃度）を緩和することについてどのように考えますか。

（注：要件緩和の厚労省案はまだ明らかになっていませんので、具体的な数値は不明です。）

--

問7. 貴社では作業環境測定の結果を労働者に通知していますか。通知している場合、どのように通知していますか（例：特殊健康診断結果と合わせて通知など）。

--

ご協力、ありがとうございました。

回答者

組合名	氏名	Tel & Email